

# 確認申請・計画変更・完了検査の提出書類一覧

提出部数	必要な書類及び図書名		提出部数	必要な書類及び図書名	
<b>◆確認申請の場合◆</b>					
1部	◆郵送申請(確認審査)の提出票	郵送申請の場合	<b>◆その他の届出関係◆ H29.3.1各種様式変更</b>		
1部	◆事前協議連絡票	窓口申請で事前協議からの場合	【確認申請の最中に申請を取り下げる場合】		
1部	◆現地調査票(第2号様式) → H29.3.1様式変更	盛岡市以外の場合	2部	◆確認申請取下届	
1部	◆他法令等調査票	盛岡市の場合	【地名地番、代理者、監理者、施工者に変更(確定含む)があった場合】		
消防同意有無により異なる↓	◆確認申請書及び図書		2部	◆記載事項変更等届	
◆盛岡広域 盛岡市・葛巻町・若手町・雫石町・矢巾町・八幡平市・紫波町・滝沢市	+++確認申請書	第1～6面	+++地名地番の変更の場合		
	+++シックハウス関連		・登記簿謄本の写し 1部 正本に添付		
	+++委任状(正本のみ添付)	代理者による申請の場合	・第2面の添付は不要		
	+++許可書等の写し(開発許可等)	該当する場合	+++代理者、監理者、施工者の変更(確定)		
	+++認定書の写し(型式認定等)	該当する場合	・第2面は変更(確定)箇所のみ記載		
同意有: 2部	+++その他行政関連の写し(敷地分割、法12条5項報告等)	該当する場合	・第2面は確認申請書第2面で可		
同意無: 2部	+++各図面		+++記載事項変更等届の提出が不要な変更について		
◆上記以外	+++既存不適格関連	該当する場合	・更新による事務所登録番号の変更(代理者、監理者)		
同意有: 3部	+++工場調査書関連	該当する場合	・更新による建設業許可番号の変更(施工者)		
同意無: 2部	+++その他資料等	該当する場合	【処理方法】		
3部	◆構造計算概要書	該当する場合	完了申請書第3面11.備考欄に、以下を記入してください。		
3部	◆構造計算の安全性を確かめた旨の証明書	該当する場合	「更新による登録番号の変更: 登録番号 変更前→変更後		
3部	◆浄化槽票及び関連図書	該当する場合	【留意】		
1部	◆建築計画概要書		例えば、級の変更(1級から2級の事務所登録となった)や、		
1部	◆工事届		事務所名を変更した場合などは、記載事項変更等届による		
1部	◆確認申請手数料免除申請書(罹災証明書の写し添付)	該当する場合	届出をお願いします。		
その他	◆申請データ提出(確認申請書1～6面のデータ)	提出できる場合			

<b>◆計画変更の場合◆</b>					
1部	◆郵送申請(計画変更)の提出票	郵送申請の場合	【確認済証交付後に工事を取りやめる場合】		
1部	◆事前協議連絡票	窓口申請で事前協議からの場合	2部	◆工事取りやめ届	
消防同意有無により異なる↓	◆確認申請書及び図書		+++確認済証及び副本の原本を提出		
◆盛岡広域 盛岡市・葛巻町・若手町・雫石町・矢巾町・八幡平市・紫波町・滝沢市	+++確認申請書	第1～6面	【完了検査申請の最中に申請を取り下げる場合】		
	+++シックハウス関連		2部	◆完了検査申請取下届	
	+++委任状(正本のみ添付)	代理者による申請の場合	【確認済証と検査済証を紛失した場合】		
	+++許可書等の写し(開発許可等)	該当する場合	1部	◆証明願	
	+++認定書の写し(型式認定等)	該当する場合	【確認済証と検査済証を紛失した場合】 H29.3開始		
同意有: 2部	+++その他行政関連の写し(敷地分割、法12条5項報告等)	該当する場合	1部	◆確認済証・検査済証 再交付申請書	
同意無: 2部	+++各図面		+++H28.10.1以降の受付物件のみ対象		
◆上記以外	+++既存不適格関連	該当する場合	<b>◆サービス内容に関するもの◆</b>		
同意有: 3部	+++工場調査書関連	該当する場合	【確認申請プログラム(ICBA)を利用したい場合】		
同意無: 2部	+++その他資料等	該当する場合	1部	◆確認申請プログラム(申プロ)利用申込書	
3部	◆構造計算概要書	該当する場合	1部	◆誓約書	
3部	◆構造計算の安全性を確かめた旨の証明書	該当する場合	+++最寄りの窓口へ提出(郵送可)		
3部	◆浄化槽票及び関連図書	該当する場合			
1部	◆建築計画概要書	記載内容に変更がある場合			
1部	◆確認申請手数料免除申請書(罹災証明書の写し添付)	該当する場合			
その他	◆申請データ提出(確認申請書1～6面のデータ)	提出できる場合			

- 当センターで確認済証を交付した場合 ⇒ 変更箇所のみ添付で可(変更箇所を朱書き等で明示)
- 当センター以外で確認済証を交付されている場合 ⇒ 直前の確認済証と確認申請書類一式の写しを1部添付(正本に添付)

<b>◆完了検査の場合◆</b>					
1部	該当	◆郵送申請(完了検査・適合証明現場検査)の提出票	郵送申請の場合	H30.4開始	
1部	必須	◆検査予約票(完了検査・適合証明現場検査)	事前予約可	H30.4開始	
1部	必須	◆完了検査申請書	第1～4面		
1部	必須	◆委任状			
1部	必須	◆工事写真			
		※木造戸建住宅の新築工事で設計者特例有りの場合、以下①～③の代表部位を添付			
		①鉄筋コンクリート造の基礎の配筋の工事終了時			
		+++底板、立上りの配筋間隔及び基礎に埋込むボルト類が確認できる工事写真			
		②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時			
		+++H12告示第1460号(木造軸組工法)、H13告示第1540号(枠組壁工法)			
		等の基準に適合するボルト、釘、金物等が施工されていることが確認できるもの			
		③屋根の小屋根の工事終了時			
		+++梁、桁、母屋、垂木の接合金物が確認できる工事写真			
1部	◆手数料免除に該当する場合				
1部	該当	◆完了検査申請手数料免除申請書	罹災証明の写し添付		
1部	◆浄化槽がある場合				
1部	該当	◆24時間漏水検査報告書	原本		
1部	◆軽微変更がある場合				
1部	該当	◆変更後の図面	変更箇所を朱書き		
1部	該当	◆変更後の建築計画概要書	記載内容に変更がある場合		

- 当センター以外で確認済証を交付されている場合 ⇒ 直前の確認済証と確認申請書類一式の写しを1部添付(正本に添付)

◆ぜひ、お近くの窓口まで、お気軽にご相談や申請を頂くよう、職員一同、心よりお待ちしております◆

**◆連絡先◆**

一般財団法人 岩手県建築住宅センター

URL : <http://www.ikic.or.jp>

◆ 確認専用アドレス : [kakumin@ikic.or.jp](mailto:kakumin@ikic.or.jp)

◆ 検査専用アドレス : [kensa@ikic.or.jp](mailto:kensa@ikic.or.jp)

盛岡本部  
〒020-0045  
岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1  
確認評価局 確認検査室  
TEL 019-623-4420 FAX 019-623-2005  
◆営業時間◆9:00～17:00 ◆休業日◆土日祝祭日及び年末年始

沿岸支所  
〒026-0024  
岩手県釜石市大町1-4-7大町復興住宅4号1階  
TEL 0193-55-5742 FAX 0193-55-5743  
◆営業時間◆9:00～17:00 ◆休業日◆土日祝祭日及び年末年始

県南支所  
〒023-0801 ※H30.4から「区」が削除された住所となります  
岩手県奥州市水沢横町2-1メイプル4階  
TEL 0197-22-3835 FAX 0197-22-3835  
◆営業時間◆10:00～17:00 ◆休業日◆土日祝祭日及び年末年始